

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、
添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う
予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等
の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

食品添加物（L-酒石酸カリウム）

3 趣旨及び目的

新たに L-酒石酸カリウムを食品添加物として指定し、その規格基準を
設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274

FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、
添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う
予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等
の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

食品添加物（メタ酒石酸）

3 趣旨及び目的

新たにメタ酒石酸を食品添加物として指定し、その規格基準を設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274

FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

食品添加物（炭酸カルシウム）

3 趣旨及び目的

既に食品添加物として指定されている炭酸カルシウムについて、従前の炭酸カルシウムの規格とは別に、炭酸カルシウムⅡの規格基準を新たに設定するとともに、その他所要の改正を行う。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274

FAX 03-3501-4868